

改正前	改正後
<p>(第四条の四追加)</p>	<p>(恒久的施設の範囲)</p> <p>第四条の四 法第二条第十二号の十八イ(定義)に規定する政令で定める場所は、次に掲げる場所とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 支店、出張所その他の事業所若しくは事務所、工場又は倉庫(倉庫業者がその事業の用に供するものに限る。) 二 鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所 三 その他事業を行う一定の場所で前二号に掲げる場所に準ずるもの <p>2 次に掲げる場所は、前項の場所に含まれないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 外国法人がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の場所 二 外国法人がその資産を保管するためにのみ使用する一定の場所 三 外国法人が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他その事業の遂行にとって補助的な機能を有する事業上の活動を行うためにのみ使用する一定の場所 <p>3 法第二条第十二号の十八ハに規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者(その者が、その事業に係る業務を、当該各号に規定する外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該者を除く。)とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 外国法人のために、その事業に関し契約(その外国法人が資産を購入するための契約を除く。以下この項において同じ。)を締結する権限を有し、かつ、これを継続的に又は反復して行使する者(その外国法人の事業と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠くことができない必要に基づきその外国法人のために当該契約の締結に係る業務を行う者を除く。) 二 外国法人のために、顧客の通常 of 要求に応ずる程度の数量の資産を保管し、かつ、当該資産を顧客の要求に応じて引き渡す者 三 専ら又は主として一の外国法人(その外国法人の主要な株主等その他その外国法人と特殊の関係のある者を含む。)のために、継続的に又は反復して、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうちの重要な部分をする者

第三編 外国法人の法人税
第一章 国内源泉所得

(国内において行なう事業から生ずる所得)

第七十六条 国内及び国外の双方にわたつて事業を行なう法人については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる所得は、その法人の法第三十八条第一号（国内源泉所得）に規定する国内において行なう事業から生ずる所得とする。

一 その法人が国外において譲渡を受けたたな卸資産（動産に限る。以下この条において同じ。）につき国外において製造、加工、育成その他の価値を増加させるための行為（以下この条において「製造等」という。）をしないで、これを国内において譲渡する場合（当該たな卸資産につき国内において製造等をして、その製造等により取得したたな卸資産を譲渡する場合を含む。）その国内における譲渡により生ずるすべての所得

二 その法人が国外又は国内において製造等（採取を含む。以下この号において同じ。）をし、かつ、当該製造等により取得したたな卸資産をそれぞれ国内又は国外において譲渡する場合（当該たな卸資産につきそれぞれ国内又は国外において更に製造等をした後譲渡する場合を含む。）当該譲渡により生ずる所得のうち、その法人が行なう当該譲渡又は製造等に係る業務を国内において行なう業務（以下この条において「国内業務」という。）と国外において行なう業務（以下この条において「国外業務」という。）とに区分し、他の者が国外業務を行ない、かつ、当該他の者とその法人との間において通常の取引の条件に従つて当該資産の譲渡が行なわれたものとした場合にその国内業務につき生ずべき所得

三 その法人が国外において建設、すえ付け、組立てその他の作業につき契約の締結又は当該作業に必要な人員若しくは資材の調達を行ない、かつ、国内において当該作業を施行する場合 当該作業により生ずるすべての所得

四 その法人が国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行なう場合当該事業により生ずる所得のうち、船舶による運送の事業にあつては国内において

第三編 外国法人の法人税
第一章 国内源泉所得

(恒久的施設に係る内部取引の相手方である本店等の範囲)

第七十六条 法第三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第二条第十二号の十八イ（定義）に規定する事業を行う一定の場所に相当するもの
- 二 法第二条第十二号の十八ロに規定する建設作業等を行う場所（当該建設作業等を含む。）に相当するもの
- 三 法第二条第十二号の十八ハに規定する自己のために契約を締結する権限のある者に相当する者
- 四 前三号に掲げるものに準ずるもの

乗船し又は船積みをした旅客又は貨物に係る収入金額を基準とし、航空機による運送の事業にあつてはその国内業務に係る収入金額又は経費、その国内業務の用に供する固定資産の価額その他その国内業務が当該運送の事業に係る所得の発生に寄与した程度を推測するに足りる要因を基準として判定したその法人の国内業務につき生ずべき所得

五 その法人が国内及び国外にわたつて損害保険又は生命保険の事業を行なう場合当該事業により生ずる所得のうち、国内にある当該事業に係る営業所又はこれらの保険の契約の締結の代理をする者を通じて締結したこれらの保険の契約に基因する所得

六 その法人が出版又は放送の事業を行なう法人である場合において、国内及び国外にわたつて他の者のために広告に係る事業を行なうとき。当該広告に係る事業により生ずる所得のうち、国内において行なわれる広告に係る収入金額に基因する所得

七 その法人が国内及び国外にわたつて前各号に該当しない事業（事業に係る行為を含む。）を行なう場合 当該事業により生ずる所得のうち、当該事業に係る業務を国内業務と国外業務とに区分し、これらの業務をそれぞれ独立の事業者が行ない、かつ、これらの事業者の間において通常取引の条件に従つて取引が行なわれたものとした場合にその国内業務につき生ずべき所得又はその国内業務に係る収入金額若しくは経費、その国内業務の用に供する固定資産の価額その他その国内業務が当該事業に係る所得の発生に寄与した程度を推測するに足りる要因を勘案して判定したその国内業務につき生ずべき所得

2 法人が国内において譲渡を受けたたな卸資産につき国内において製造等をしないでこれを国外において譲渡する場合には、その譲渡により生ずる所得は、その法人の法第三十八条第一号 に規定する国内において行なう事業から生ずる所得に含まれないものとする。

3 第一項に規定する法人が次に掲げる行為をする場合には、当該行為からは所得が生じないものとして、同項の規定を適用する。

一 その法人が国内又は国外において行なう事業のためにそれぞれ国外又は国内において行なう広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他当該事業の遂行にとつて補助的な機能を有する行為

二 その法人が国内又は国外において行なう事業に属する金銭、工業所有権その他の資

産をそれぞれその法人が国外又は国内において行なう事業の用に供する行為

4 第一項第一号若しくは第二号又は第二項に規定するたな卸資産について次に掲げる事実のいずれかがある場合には、国内において当該資産の譲渡があつたものとして、これらの規定を適用する。

一 譲受人に対する引渡しの時の直前において、その引渡しに係るたな卸資産が国内にあり、又は譲渡人である法人の国内において行なう事業（その法人の法第四百四十一条第一号（国内に恒久的施設を有する外国法人）に規定する事業を行なう一定の場所を通じて国内において行なう事業又は同条第二号若しくは第三号に規定する事業をいう。）を通じて管理されていたこと。

二 譲渡に関する契約が国内において締結されたこと。

三 譲渡に関する契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうちの重要な部分が国内においてされたこと。

5 第一項に規定する法人が、国内に有する法第四百四十一条第一号に規定する場所を通じて行なう国外にある者に対する金銭の貸付け、投資その他これらに準ずる行為により生ずる所得で当該場所において行なう事業に帰せられるものは、第一項の規定にかかわらず、当該法人の法第三百三十八条第一号に規定する国内において行なう事業から生ずる所得とする。ただし、当該行為の行われた外国（当該法人の本店又は主たる事務所の所在する国を除く。）において当該行為により生ずる所得に対し第四百四十一条第一項（外国法人税の範囲）に規定する外国法人税が課された又は課されるべき旨を証する書面を確定申告書に添付した場合は、この限りでない。

6 税務署長は、前項ただし書の書面の添附がない確定申告書の提出があつた場合においても、その添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面の提出があつた場合に限り、同項ただし書の規定を適用することができる。

7 第一項に規定する法人（法第四百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に限る。）が、その有する第百八十八条第七項（外国法人の国内源泉所得に係る所得の金額の計算）に規定する国内事業管理親法人株式につき同条第二項各号に掲げる行為を行つた場合には、その行為は、第三項第二号に掲げる行為に含まれないものとする。

<p>(国内にある資産の所得)</p> <p><u>第百七十七条</u> 次に掲げる資産の運用又は保有により生ずる所得は、<u>法第百三十八条第一号</u> (国内源泉所得) に規定する国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得とする。</p> <p>一 所得税法第二条第一項第九号 (定義) に規定する公社債のうち日本国の国債若しくは地方債若しくは内国法人の発行する債券又は金融商品取引法第二条第一項第十五号 (定義) に掲げる約束手形</p> <p>二 所得税法第二条第一項第三号 に規定する居住者 (以下この章において「居住者」という。) に対する貸付金に係る債権で当該居住者の行う業務に係るもの以外のもの</p> <p>三 <u>国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの (次項において「営業所」という。)</u> 又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結した生命保険契約 (保険業法第二条第三項 (定義) に規定する生命保険会社若しくは同条第八項 に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約又は同条第十八項 に規定する少額短期保険業者 (以下この号において「少額短期保険業者」という。) の締結したこれに類する保険契約をいう。)、所得税法施行令第三十条第一号 (非課税とされる保険金、損害賠償金等) に規定する旧簡易生命保険契約、損害保険契約 (同法第二条第四項 に規定する損害保険会社若しくは同条第九項 に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約又は少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をいう。) その他これらに類する契約に基づく保険金の支払又は剰余金の分配 (これらに準ずるものを含む。) を受ける権利</p> <p><u>2</u> 次に掲げる資産の譲渡により生ずる所得は、<u>法第百三十八条第一号</u> に規定する国内にある資産の譲渡により生ずる所得とする。</p> <p>一 <u>日本国の法令に基づく免許、許可その他これらに類する処分により設定された権利</u></p> <p>二 <u>金融商品取引法第二条第一項 に規定する有価証券又は第十一条第一号、第二号若しくは第四号 (有価証券に準ずるものの範囲) に掲げる権利 (次号に掲げるものを除く。)</u> で次に掲げるもの</p> <p>イ <u>金融商品取引法第二条第十七項 に規定する取引所金融商品市場において譲渡されるもの</u></p> <p>ロ <u>国内にある営業所を通じて譲渡されるもの</u></p>	<p>(国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得)</p> <p><u>第百七十七条</u> 次に掲げる資産の運用又は保有により生ずる所得は、<u>法第百三十八条第一項第二号</u> (国内源泉所得) に規定する国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得とする。</p> <p>一 所得税法第二条第一項第九号 (定義) に規定する公社債のうち日本国の国債若しくは地方債若しくは内国法人の発行する債券又は金融商品取引法第二条第一項第十五号 (定義) に掲げる約束手形</p> <p>二 所得税法第二条第一項第三号 に規定する居住者 (以下この章において「居住者」という。) に対する貸付金に係る債権で当該居住者の行う業務に係るもの以外のもの</p> <p>三 国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結した生命保険契約 (保険業法第二条第三項 (定義) に規定する生命保険会社若しくは同条第八項 に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約又は同条第十八項 に規定する少額短期保険業者 (以下この号において「少額短期保険業者」という。) の締結したこれに類する保険契約をいう。)、所得税法施行令第三十条第一号 (非課税とされる保険金、損害賠償金等) に規定する旧簡易生命保険契約、損害保険契約 (同法第二条第四項 に規定する損害保険会社若しくは同条第九項 に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約又は少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をいう。) その他これらに類する契約に基づく保険金の支払又は剰余金の分配 (これらに準ずるものを含む。) を受ける権利</p> <p>(第2項削除)</p>
--	--

ハ 契約その他に基づく引渡しの義務が生じた時の直前において証券若しくは証書又は当該権利を証する書面が国内にあるもの

三 社債、株式等の振替に関する法律 に規定する振替口座簿に記載又は記録がされている同法第二条第一項（定義）に規定する社債等、国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されている国債及び内国法人に係る第十一条第三号に掲げる持分

四 第一百八十七条第一項第三号（恒久的施設を有しない外国法人の課税所得）に規定する株式等でその譲渡による所得が同号イ又はロに該当するもの

五 第一百八十七条第一項第四号に規定する株式でその譲渡による所得が同号に該当するもの

六 国内にあるゴルフ場の所有又は経営に係る法人の株式又は出資を所有することがそのゴルフ場を一般の利用者に比して有利な条件で継続的に利用する権利を有する者となるための要件とされている場合における当該株式又は出資

七 国内にある営業所が受け入れた所得税法第二条第一項第十号 に規定する預貯金、定期積金若しくは銀行法第二条第四項（定義等）に規定する掛金に関する権利又は国内にある営業所に信託された所得税法第二条第一項第十一号 に規定する合同運用信託（同項第十二号 に規定する貸付信託を除く。）に関する権利

八 法第三百三十八条第六号 又は前項第二号に規定する貸付金に係る債権

九 法第三百三十八条第九号 に規定する年金の支払を受ける権利又は前項第三号に掲げる権利

十 法第三百三十八条第十号 ハに規定する契約に係る債権

十一 法第三百三十八条第十一号 に規定する利益の分配を受ける権利

十二 国内において行われる事業に係る営業権

十三 国内にあるゴルフ場その他の施設の利用に関する権利

十四 前各号に掲げる資産のほか、その譲渡につき契約その他に基づく引渡しの義務が生じた時の直前において国内にある資産（棚卸資産である動産を除く。）

(国内に源泉がある所得)

(国内にある資産の譲渡により生ずる所得)

第七十八條 法第三十八條第一號（国内源泉所得）に規定する政令で定める所得は、次に掲げる所得（同條第二號 から第十一號 までに該当するものを除く。）とする。

- 一 国内において行う業務又は国内にある資産に関し受ける保険金、補償金又は損害賠償金（これらに類するものを含む。）に係る所得
- 二 国内にある資産の贈与を受けたことによる所得
- 三 国内において発見された埋蔵物又は国内において拾得された遺失物に係る所得
- 四 国内において行う懸賞募集に基づいて懸賞として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得
- 五 前各号に掲げるもののほか、国内において行う業務又は国内にある資産に関し供与を受ける経済的な利益に係る所得

第七十八條 法第三十八條第一項第三號（国内源泉所得）に規定する政令で定める所得は、次に掲げる所得とする。

- 一 国内にある不動産の譲渡による所得
- 二 国内にある不動産の上に存する権利、鉱業法の規定による鉱業権又は採石法の規定による採石権の譲渡による所得
- 三 国内にある山林の伐採又は譲渡による所得
- 四 内国法人の発行する株式（社債的受益権（資産の流動化に関する法律第二百三十條第一項第二號（特定目的信託契約）に規定する社債的受益権をいう。以下この条において同じ。）を除く。次号において同じ。）（株主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。）その他内国法人の出資者の持分（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二百三十條第一項（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置等）に規定する特例旧特定目的会社の出資者の持分及び社債的受益権を除く。以下この項及び第四項において「株式等」という。）の譲渡による所得で次に掲げるもの
 - イ 同一銘柄の内国法人の株式等の買集めをし、その所有者である地位を利用して、当該株式等をその内国法人若しくはその特殊関係者に対し、又はこれらの者若しくはその依頼する者のあつせんにより譲渡をすることによる所得
 - ロ 内国法人の特殊関係株主等である外国法人が行うその内国法人の株式等の譲渡による所得
- 五 不動産関連法人の株式（出資（社債的受益権を除く。）を含む。第八項及び第十項において同じ。）の譲渡による所得
- 六 国内にあるゴルフ場の所有又は経営に係る法人の株式又は出資を所有することがそのゴルフ場を一般の利用者に比して有利な条件で継続的に利用する権利を有する者となるための要件とされている場合における当該株式又は出資の譲渡による所得
- 七 国内にあるゴルフ場その他の施設の利用に関する権利の譲渡による所得
- 2 前項第四号イに規定する株式等の買集めとは、金融商品取引所（金融商品取引法第二條第十六項（定義）に規定する金融商品取引所をいう。第九項において同じ。）又は同條第十三項に規定する認可金融商品取引業協会がその会員（同條第十九項に規定する取引参加者を

含む。) に対し特定の銘柄の株式につき価格の変動その他売買状況等に異常な動きをもたらす
 基因となると認められる相当数の株式の買集めがあり、又はその疑いがあるものとしてその
 売買内容等につき報告又は資料の提出を求めた場合における買集めその他これに類する買集
 めをいう。

3 第一項第四号イに規定する特殊関係者とは、同号イの内国法人の役員又は主要な株主
 等（同号イに規定する株式等の買集めをした者から当該株式等を取得することによりその内
 国法人の主要な株主等となることとなる者を含む。）、これらの者の親族、これらの者の支配
 する法人、その内国法人の主要な取引先その他その内国法人とこれらに準ずる特殊の関係の
 ある者をいう。

4 第一項第四号ロに規定する特殊関係株主等とは、次に掲げる者をいう。

一 第一項第四号ロの内国法人の一の株主等

二 前号の一の株主等と第四条（同族関係者の範囲）に規定する特殊の関係その他これ
 に準ずる関係のある者

三 第一号の一の株主等が締結している組合契約（次に掲げるものを含む。）に係る組合
 財産である第一項第四号ロの内国法人の株式等につき、その株主等に該当することとな
 る者（前二号に掲げる者を除く。）

イ 当該一の株主等が締結している組合契約による組合（これに類するものを含む。以
 下この号において同じ。）が締結している組合契約

ロ イ又はハに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約

ハ ロに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約

5 前項及び第十項に規定する組合契約とは次の各号に掲げる契約をいい、これらの規定
 に規定する組合財産とは当該各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。

一 民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約 同法第六百六十八条
 （組合財産の共有）に規定する組合財産

二 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）
 に規定する投資事業有限責任組合契約 同法第十六条（民法の準用）において準用する
 民法第六百六十八条に規定する組合財産

三 有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項（有限責任事業組合契約）に規定

する有限責任事業組合契約 同法第五十六条（民法の準用）において準用する民法第六百六十八条に規定する組合財産

四 外国における前三号に掲げる契約に類する契約（以下この号において「外国組合契約」という。） 当該外国組合契約に係る前三号に規定する組合財産に類する財産

6 第一項第四号ロに規定する株式等の譲渡は、次の各号に掲げる要件を満たす場合の同項第四号ロの外国法人の当該譲渡の日の属する事業年度（以下この項及び第九項において「譲渡事業年度」という。）における第二号に規定する株式又は出資の譲渡に限るものとする。

一 譲渡事業年度終了の日以前三年内のいずれかの時において、第一項第四号ロの内国法人の特殊関係株主等がその内国法人の発行済株式又は出資（社債的受益権を除く。次号及び次項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の二十五以上に相当する数又は金額の株式又は出資（社債的受益権を除き、当該特殊関係株主等が第四項第三号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限る。次号及び次項において同じ。）を所有していたこと。

二 譲渡事業年度において、第一項第四号ロの外国法人を含む同号ロの内国法人の特殊関係株主等が最初にその内国法人の株式又は出資の譲渡をする直前のその内国法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五（当該譲渡事業年度が一年に満たない場合には、百分の五に当該譲渡事業年度の月数を乗じたものを十二で除して計算した割合）以上に相当する数又は金額の株式又は出資の譲渡をしたこと。

7 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第一項第四号ロの外国法人を含む同号ロの内国法人の特殊関係株主等が前項第二号に掲げる要件を満たす同号に規定する株式又は出資の譲渡をしたものとして、同項の規定を適用する。

一 第一項第四号ロの外国法人がその有する株式又は出資を発行した同号ロの内国法人の行った分割型分割により分割承継法人の株式その他の資産の交付を受けた場合において、当該分割型分割に係る第百十九条の八第一項（分割型分割の場合の譲渡対価の額及び譲渡原価の額等）に規定する割合に、当該内国法人の当該分割型分割の直前の発行済株式等の総数又は総額のうち当該外国法人を含む当該内国法人の特殊関係株主等が当該分割型分割の直前に所有していた当該内国法人の株式又は出資の数又は金額の占める割合を乗じて計算した割合が百分の五以上であるとき。

二 第一項第四号ロの外国法人がその有する株式又は出資を発行した同号ロの内国法人の法第二十四条第一項第三号（配当等の額とみなす金額）に規定する資本の払戻し又は解散による残余財産の一部の分配（以下この号において「払戻し等」という。）として金銭その他の資産の交付を受けた場合において、当該払戻し等に係る第百十九条の九第一項（資本の払戻し等の場合の株式の譲渡原価の額等）に規定する割合に、当該内国法人の当該払戻し等の直前の発行済株式等の総数又は総額のうちに当該外国法人を含む当該内国法人の特殊関係株主等が当該払戻し等の直前に所有していた当該内国法人の株式又は出資の数又は金額の占める割合を乗じて計算した割合が百分の五以上であるとき。

8 第一項第五号に規定する不動産関連法人とは、その有する資産の価額の総額のうちに次に掲げる資産の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上である法人をいう。

一 国内にある土地等（土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物をいう。以下この項において同じ。）

二 その有する資産の価額の総額のうちに国内にある土地等の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上である法人の株式

三 前号又は次号に掲げる株式を有する法人（その有する資産の価額の総額のうちに国内にある土地等並びに前号、この号及び次号に掲げる株式の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上であるものに限る。）の株式（前号に掲げる株式に該当するものを除く。）

四 前号に掲げる株式を有する法人（その有する資産の価額の総額のうちに国内にある土地等並びに前二号及びこの号に掲げる株式の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上であるものに限る。）の株式（前二号に掲げる株式に該当するものを除く。）

9 第一項第五号に規定する株式の譲渡は、次に掲げる株式又は出資の譲渡に限るものとする。

一 譲渡事業年度開始の日の前日において、その株式又は出資（金融商品取引所に上場されているものその他これに類するものとして財務省令で定めるものに限る。次号において「上場株式等」という。）に係る第一項第五号の不動産関連法人の特殊関係株主等が当該不動産関連法人の発行済株式又は出資（社債的受益権及び当該不動産関連法人が有する自己の株式又は出資を除く。次号において「発行済株式等」という。）の総数又は総

<p>(人的役務の提供を主たる内容とする事業の範囲)</p> <p>第百七十九条 法第<u>百三十八条第二号</u> (国内源泉所得) に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業</p>	<p>額の百分の五を超える数又は金額の株式又は出資 (社債的受益権を除き、当該特殊関係株主等が次項第三号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限る。) を有し、かつ、その株式又は出資の譲渡をした者が当該特殊関係株主等である場合の当該譲渡</p> <p>二 <u>譲渡事業年度開始の日の前日において、その株式又は出資 (上場株式等を除く。) に係る第一項第五号の不動産関連法人の特殊関係株主等が当該不動産関連法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二を超える数又は金額の株式又は出資 (社債的受益権を除き、当該特殊関係株主等が次項第三号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限る。) を有し、かつ、その株式又は出資の譲渡をした者が当該特殊関係株主等である場合の当該譲渡</u></p> <p>10 <u>前項に規定する特殊関係株主等とは、次に掲げる者をいう。</u></p> <p>一 <u>第一項第五号の不動産関連法人の一の株主等</u></p> <p>二 <u>前号の一の株主等と第四条に規定する特殊の関係その他これに準ずる関係のある者</u></p> <p>三 <u>第一号の一の株主等が締結している組合契約 (次に掲げるものを含む。) に係る組合財産である第一項第五号の不動産関連法人の株式につき、その株主等に該当することとなる者 (前二号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>イ <u>当該一の株主等が締結している組合契約による組合 (これに類するものを含む。以下この号において同じ。) が締結している組合契約</u></p> <p>ロ <u>イ又はハに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約</u></p> <p>ハ <u>ロに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約</u></p> <p>11 <u>第六項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする</u></p> <p>(人的役務の提供を主たる内容とする事業の範囲)</p> <p>第百七十九条 法第<u>百三十八条第一項第四号</u> (国内源泉所得) に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業</p>
--	---

<p>二 弁護士、公認会計士、建築士その他の自由職業者の役務の提供を主たる内容とする事業</p> <p>三 科学技術、経営管理その他の分野に関する専門的知識又は特別の技能を有する者の当該知識又は技能を活用して行なう役務の提供を主たる内容とする事業（機械設備の販売その他事業を行なう者の主たる業務に附随して行なわれる場合における当該事業及び法第百四十一条第二号（外国法人に係る法人税の課税標準）に規定する建設、<u>すえ付け</u>、組立てその他の作業の指揮監督の役務の提供を主たる内容とする事業を除く。）</p> <p>（国内において行う事業に帰せられる利子）</p> <p><u>第百七十九条の二 法第百三十八条第四号 ロ（国内源泉所得）に規定する政令で定める利子は、次に掲げる利子とする。</u></p> <p>一 <u>法第百四十一条第一号（国内に恒久的施設を有する外国法人）に掲げる外国法人の発行する債券の利子のうち当該外国法人の同号 に規定する事業を行う一定の場所を通じて国内において行う事業に帰せられるもの</u></p> <p>二 <u>法第百四十一条第二号 又は第三号 に掲げる外国法人の発行する債券の利子のうちこれらの外国法人のこれらの号に規定する事業に帰せられるもの</u></p> <p>（国内業務に係る貸付金の利子）</p> <p><u>第百八十条 法第百三十八条第六号（国内源泉所得）に規定する政令で定める利子は、次に掲げる債権のうち、その発生の日からその債務を履行すべき日までの期間（期間の更新その他の方法（以下この項において「期間の更新等」という。）により当該期間が実質的に延長されることが予定されているものについては、その延長された当該期間。以下この項において「履行期間」という。）が六月を超えないもの（その成立の際の履行期間が六月を超えなかつた当該債権について期間の更新等によりその履行期間が六月を超えることとなる場合のその期間の更新等が行われる前の履行期間における当該債権を含む。）の利子とする。</u></p> <p>一 <u>国内において業務を行う者に対してする資産の譲渡又は役務の提供の対価に係る債権</u></p>	<p>二 弁護士、公認会計士、建築士その他の自由職業者の役務の提供を主たる内容とする事業</p> <p>三 科学技術、経営管理その他の分野に関する専門的知識又は特別の技能を有する者の当該知識又は技能を活用して行う役務の提供を主たる内容とする事業（機械設備の販売その他事業を行う者の主たる業務に附随して行われる場合における当該事業及び法第<u>二</u>条第十二号の十八ロ（定義）に規定する建設、<u>据付け</u>、組立てその他の作業の指揮監督の役務の提供を主たる内容とする事業を除く。）</p> <p>（第百七十九条の二削除）</p> <p>（国内に源泉がある所得）</p> <p><u>第百八十条 法第百三十八条第一項第六号（国内源泉所得）に規定する政令で定める所得は、次に掲げる所得とする。</u></p> <p>一 <u>国内において行う業務又は国内にある資産に関し受ける保険金、補償金又は損害賠償金（これらに類するものを含む。）に係る所得</u></p> <p>二 <u>国内にある資産の贈与を受けたことによる所得</u></p> <p>三 <u>国内において発見された埋蔵物又は国内において拾得された遺失物に係る所得</u></p> <p>四 <u>国内において行う懸賞募集に基づいて懸賞として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得</u></p> <p>五 <u>前各号に掲げるもののほか、国内において行う業務又は国内にある資産に関し供与</u></p>
---	---

は、同号の規定に該当する使用料とし、当該資産で外国法人又は非居住者の業務の用に供される船舶又は航空機において使用されるものの使用料は、同号の規定に該当する使用料以外の使用料とする。

(事業の広告宣伝のための賞金)

第百八十二条 法第百三十八条第八号（国内源泉所得）に規定する政令で定める賞金は、国内において行なわれる事業の広告宣伝のために賞として支払う金品その他の経済的な利益とする。

(年金に係る契約の範囲)

第百八十三条 法第百三十八条第九号（国内源泉所得）に規定する政令で定める契約は、保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社若しくは同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約、所得税法施行令第三十条第一号（非課税とされる保険金、損害賠償金等）に規定する旧簡易生命保険契約、保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約又はこれらに類する共済に係る契約であつて、年金を給付する定めのあるものとする。

(国際運輸業所得)

第百八十二条 法第百三十八条第三項（国内源泉所得）に規定する政令で定める所得は、外国法人が国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行うことにより生ずる所得のうち、船舶による運送の事業にあつては国内において乗船し又は船積みをした旅客又は貨物に係る収入金額を基準とし、航空機による運送の事業にあつてはその国内業務（国内において行う業務をいう。以下この条において同じ。）に係る収入金額又は経費、その国内業務の用に供する固定資産の価額その他その国内業務が当該運送の事業に係る所得の発生に寄与した程度を推測するに足りる要因を基準として判定したその外国法人の国内業務につき生ずべき所得とする。

(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)

第百八十三条 法第百三十九条第二項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する利子に準ずるものとして政令で定めるものは、手形の割引料、第百三十六条の二第一項（金銭債務に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入）に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質が利子に準ずるものとする。

2 法第百三十九条第二項に規定する政令で定める金融機関は、銀行法第四十七条第二項（外国銀行の免許等）に規定する外国銀行支店に係る同法第十条第二項第八号（業務の範囲）に規定する外国銀行、保険業法第二条第七項（定義）に規定する外国保険会社等又は金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業を行う外国法人に限る。）とする。

3 法第百三十九条第二項に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

- 一 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実
- イ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの

(章節挿入)

(匿名組合契約に準ずる契約の範囲)

第百八十四条 法第百三十八条第十一号 (国内源泉所得) に規定する政令で定める契約は、当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約とする。

ロ 著作権 (出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)

ハ 第十三条第八号イからツまで (減価償却資産の範囲) に掲げる無形固定資産 (国外における同号ワからツまでに掲げるものに相当するものを含む。)

二 前号イからハマまでに掲げるものの譲渡又は取得に相当する事実

第二章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算

(恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算)

第百八十四条 外国法人の各事業年度の法第百四十一条第一号イ (課税標準) に掲げる国内源泉所得 (以下この条及び第百八十六条 (控除対象外国法人税の額が減額された部分のうち益金の額に算入するもの等) において「恒久的施設帰属所得」という。) に係る所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入すべき金額につき、法第百四十二条第二項 (恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算) の規定により次の各号に掲げる法の規定に準じて計算する場合には、当該各号に定めるところによる。

一 法第二十二条 (各事業年度の所得の金額の計算) 同条第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び同条第三項各号に掲げる額は、外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとする。

二 法第二十三条 (受取配当等の益金不算入) 同条第四項に規定する負債の利子は、外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る当該負債の利子に限るものとする。

三 法第二十五条 (資産の評価益の益金不算入等) 同条第二項及び第三項に規定する資産は、外国法人の有する資産のうち恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとする。

四 法第二十九条 (棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法) 同条第一項に規定する棚卸資産は、外国法人の棚卸資産のうち恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとする。

五 法第三十一条 (減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法) 同条第一項に規定する減価償却資産は、外国法人の減価償却資産のうち恒久的施設を通じて行う事業

に係るものに限るものとする。

六 法第三十二条（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法） 同条第一項に規定する繰延資産は、外国法人の繰延資産のうち恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとする。

七 法第三十三条（資産の評価損の損金不算入等） 同条第二項から第四項までに規定する資産は、外国法人の有する資産のうち恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとする。

八 法第三十四条（役員給与の損金不算入） 同条第一項に規定する使用人は、外国法人の使用人のうちその外国法人が恒久的施設を通じて行う事業のために常時勤務する者に限るものとする。

九 法第三十七条（寄附金の損金不算入） 同条第一項に規定する資本金等の額は、外国法人の資本金等の額にその外国法人の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちにその外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産の帳簿価額の占める割合を乗じて計算した金額とし、同項に規定する所得の金額は、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額とする。

十 法第三十八条（法人税額等の損金不算入） 同条第一項に規定する法人税及び同条第二項各号に掲げる租税（以下この号において「法人税等」という。）は、外国法人の本店若しくは主たる事務所の所在する国又はその地方公共団体により課される法人税等に相当するものを含むものとする。

十一 法第四十条（法人税額から控除する所得税額の損金不算入） 同条に規定する控除又は還付をされる金額に相当する金額は、法第四百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）において準用する法第六十八条第一項（所得税額の控除）の規定又は法第四百四十四条の十一（所得税額等の還付）若しくは第四百四十七条の三第一項（確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）の規定の適用を受けた場合におけるこれらの規定による控除又は還付をされる金額に相当する金額とする。

十二 法第四十七条（保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入） 同条第一項及び第二項に規定する代替資産（同条第一項に規定する損壊をした所有固定資産の改良をした場合における当該固定資産を含む。）は、これらの規定に規定する取得若しくは

改良又は交付の時に国内にある当該代替資産（外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限る。）に限るものとする。

十三 法第五十条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）次に定めるところによる。

イ 法第五十条第一項に規定する取得資産は、同項に規定する交換の時に国内にある固定資産（外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限る。）に限るものとし、当該取得資産には法第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する本店等（以下この条において「本店等」という。）からその交換により取得したものとされる固定資産を含むものとする。

ロ 法第五十条第一項に規定する譲渡資産は、同項に規定する交換の時に国内にある固定資産（外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限る。）に限るものとする。

十四 法第五十二条（貸倒引当金）次に定めるところによる。

イ 法第五十二条第一項及び第二項に規定する金銭債権は、外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る当該金銭債権に限るものとし、恒久的施設と本店等との間の内部取引（法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引をいう。第六項において同じ。）に係る金銭債権に相当するものは当該金銭債権に含まれないものとする。

ロ 法第五十二条第一項及び第二項に規定する各事業年度には、恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなつた場合におけるその有しないこととなつた日の属する事業年度（以下この項において「国内事業終了年度」という。）は、含まれないものとする。

十五 法第五十三条（返品調整引当金）同条第一項に規定する事業に係る棚卸資産の販売は、外国法人が恒久的施設を通じて行う同項に規定する対象事業に係る棚卸資産（法第六十三条第六項（長期割賦販売等）に規定する長期割賦販売等に係る棚卸資産で、その収益の額及び費用の額につき同条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けたものを除く。）の販売に限るものとし、法第五十三条第一項に規定する各事業年度には、外国法人の国内事業終了年度は、含まれないものとする。

十六 法第五十五条（不正行為等に係る費用等の損金不算入）同条第三項各号に掲げ

る額は、外国又はその地方公共団体により課される当該各号に掲げる額に相当する額を含むものとする。

十七 法第五十七条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）及び第五十八条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し） 次に定めるところによる。

イ 法第五十七条第一項及び第五十八条第一項に規定する各事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額は、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る欠損金額に限るものとし、法第一百四十四条の十三（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除くものとする。

ロ 法第五十七条第十項及び第五十八条第五項に規定する連続して確定申告書を提出している場合は、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る欠損金額の生じた事業年度後の各事業年度（法第一百四十四条の六第一項ただし書（確定申告）の規定により確定申告書の提出を要しない事業年度を除く。）について連続して確定申告書を提出している場合とするものとする。

ハ 法第五十七条第十一項第一号及び第五十八条第六項第一号に掲げる普通法人のうち資本又は出資を有しないものには、保険業法第二条第十項（定義）に規定する外国相互会社は、含まれないものとする。

十八 法第五十九条（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）同条第一項から第三項までに規定する各事業年度において生じた欠損金額は、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る欠損金額に限るものとする。

十九 法第六十条（保険会社の契約者配当の損金算入） 同条第一項に規定する保険契約は、外国法人の国内にある営業所又は契約の締結の代理をする者を通じて締結された保険契約に限るものとする。

二十 法第六十一条の二第二項、第四項及び第八項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入） これらの規定に規定する旧株を発行した法人が内国法人である場合には、これらの規定に規定する政令で定める関係がある法人の株式（出資を含む。以下この条において同じ。）には、外国法人の株式（恒久的施設を有する外国法人が交付を受けた恒久的施設管理親法人株式を除く。）は、含まれないものとする。

二十一 法第六十三条 次に定めるところによる。

イ 法第六十三条第一項に規定する長期割賦販売等は、外国法人が恒久的施設を通じて行う事業に係る当該長期割賦販売等に限るものとし、同項に規定するその資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供の日の属する事業年度以後の各事業年度及び同条第二項に規定するリース譲渡の日の属する事業年度以後の各事業年度には、外国法人の国内事業終了年度は、含まれないものとする。

ロ 外国法人が国内事業終了年度（当該外国法人を被合併法人、分割法人又は現物出資法人とする適格合併、適格分割又は適格現物出資により恒久的施設を有しないこととなつた場合におけるその有しないこととなつた日の属する事業年度を除く。）において法第四百二十二条第二項の規定により法第六十三条の規定に準じて計算する場合の同条第一項又は第二項の規定の適用を受けているときは、その適用を受けている同条第一項に規定する資産の販売等又は同条第二項に規定するリース譲渡に係る収益の額及び費用の額（当該国内事業終了年度前の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるもの並びに法第四百二十二条第二項の規定により法第六十三条の規定に準じて計算する場合の同条第一項又は第二項の規定により当該国内事業終了年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるものを除く。）は、当該国内事業終了年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入するものとする。

二十二 法第六十四条の二（リース取引に係る所得の金額の計算） 同条第一項に規定するリース取引は、外国法人が恒久的施設を通じて行う事業に係る当該リース取引に限るものとする。

2 法第四百二十二条第三項第二号に規定する政令で定めるところにより配分した金額は、外国法人の当該事業年度の同号に規定する費用につき、当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業及びそれ以外の事業に係る収入金額、資産の価額、使用人の数その他の基準のうち、これらの事業の内容及び当該費用の性質に照らして合理的と認められる基準を用いて当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に配分した金額とする。

3 恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設管理親法人株式の全部又は一部につきその交付の時に当該外国法人の本店等に移管する行為その他当該恒久的施設を通じて行う事業に

に係る資産として管理しなくなる行為を行つた場合には、その行為に係る恒久的施設管理親法人株式について、その交付の時に当該恒久的施設において管理した後、直ちに当該外国法人の恒久的施設と本店等との間で移転が行われたものとみなして、法第百三十八条第一項第一号の規定を適用する。

4 第一項第二十号及び前項に規定する恒久的施設管理親法人株式とは、外国法人の恒久的施設において管理する株式に対応して、法第六十一条の二第二項に規定する合併（内国法人が行うものに限る。）、同条第四項に規定する金銭等不交付分割型分割（内国法人が行うものに限る。）又は同条第八項に規定する株式交換（内国法人が行うものに限る。）により交付を受けた合併親法人株式等（同条第二項に規定する政令で定める関係がある法人（外国法人に限る。）の株式、同条第四項に規定する親法人（外国法人に限る。）の株式又は同条第八項に規定する政令で定める関係がある法人（外国法人に限る。）の株式をいう。）をいう。

5 外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入すべき金額につき、法第百四十二条第二項の規定により前編第一章第一節（内国法人の各事業年度の所得の金額の計算）の規定に準じて計算する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

6 外国法人の本店等と恒久的施設との間で当該恒久的施設における資産の購入その他資産の取得に相当する内部取引がある場合には、その内部取引の時にその内部取引に係る資産を取得したものとして、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算に関する法人税に関する法令の規定を適用する。

（章節削除）

（外国税額の還付金のうち益金の額に算入されないもの）

第百八十五条 法第百四十二条の二第二項（還付金等の益金不算入）に規定する控除対象外国法人税の額が減額された部分として政令で定める金額は、同項に規定する外国法人税の額（以下この条において「外国法人税の額」という。）が減額された金額のうち、第一号に掲

第二章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 課税標準及び税額の計算

（外国法人の有する支店その他事業を行なう一定の場所）

第百八十五条 法第百四十一条第一号（外国法人に係る法人税の課税標準）に規定する政令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一 支店、出張所その他の事業所若しくは事務所、工場又は倉庫（倉庫業者がその事業

の用に供するものに限る。)

- 二 鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所
- 三 その他事業を行なう一定の場所で前二号に掲げる場所に準ずるもの

2 次に掲げる場所は、前項の場所に含まれないものとする。

- 一 外国法人がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の場所
- 二 外国法人がその資産を保管するためにのみ使用する一定の場所
- 三 外国法人が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他その事業の遂行
にとつて補助的な機能を有する事業上の活動を行なうためにのみ使用する一定の場所

(外国法人の置く代理人等)

第百八十六条 法第四十一条第三号（外国法人に係る法人税の課税標準）に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者（その者が、その事業に係る業務を、当該各号に規定する外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該者を除

げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に相当する金額とする。

- 一 当該外国法人税の額のうち外国法人の適用事業年度（法第四十四条の二第一項から第三項まで（外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受けた事業年度をいう。以下この条において同じ。）において法第四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額（以下この条及び次条において「控除対象外国法人税の額」という。）とされた部分の金額

- 二 当該減額された後の当該外国法人税の額につき当該外国法人の適用事業年度において法第四十四条の二第一項の規定を適用したならば控除対象外国法人税の額とされる部分の金額

2 外国法人の法第四十四条の二第六項に規定する適格合併等により同項に規定する被合併法人等（以下この項において「被合併法人等」という。）である他の外国法人の恒久的施設に係る事業の全部又は一部の移転を受けた場合において、当該被合併法人等が納付することとなつた外国法人税の額のうち当該外国法人が移転を受けた当該事業に係る所得に基因して納付することとなつたものが減額されたときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に相当する金額は、前項に規定する残額に相当する金額に含まれるものとする。

- 一 当該外国法人税の額のうち当該被合併法人等の適用事業年度（当該被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度以前の事業年度又は適格分割若しくは適格現物出資の日の属する事業年度前の事業年度に限る。）において控除対象外国法人税の額とされた部分の金額

- 二 当該減額された後の当該外国法人税の額につき当該被合併法人等の適用事業年度において法第四十四条の二第一項の規定を適用したならば控除対象外国法人税の額とされる部分の金額

(控除対象外国法人税の額が減額された部分のうち益金の額に算入するもの等)

第百八十六条 法第四十二条の二第二項（還付金等の益金不算入）に規定する益金の額に算入する額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

く。)とする。

一 外国法人のために、その事業に関し契約（その外国法人が資産を購入するための契約を除く。以下この条において同じ。）を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する者（その外国法人の事業と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠くことができない必要に基づきその外国法人のために当該契約の締結に係る業務を行う者を除く。）

二 外国法人のために、顧客の通常要求に応ずる程度の数量の資産を保管し、かつ、当該資産を顧客の要求に応じて引き渡す者

三 専ら又は主として一の外国法人（その外国法人の主要な株主等その他その外国法人と特殊の関係のある者を含む。）のために、常習的に、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうちの重要な部分をする者

（恒久的施設を有しない外国法人の課税所得）

第百八十七条 法第百四十一条第四号（外国法人に係る法人税の課税標準）に規定する政令で定める国内源泉所得は、次に掲げる所得とする。

一 国内にある不動産の上に存する権利、鉱業法 の規定による鉱業権又は採石法 の規定による採石権の譲渡による所得

一 法第百四十二条の二第二項に規定する外国法人が、同項に規定する外国法人税の額が減額されることとなつた日の属する事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額を当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入した場合 その減額された外国法人税の額のうち前条の規定により控除対象外国法人税の額が減額された部分とされる金額

二 法第百四十二条の二第二項に規定する外国法人が、同項に規定する外国法人税の額が減額されることとなつた日の属する事業年度又はその翌事業年度開始の日以後二年以内に開始する各事業年度において、前条の規定により控除対象外国法人税の額が減額された部分とされる金額の全部又は一部を第二百一条第一項（外国法人税が減額された場合の特例）の規定による同項に規定する納付控除対象外国法人税額からの控除又は同条第三項の規定による同項に規定する控除限度超過額からの控除に充てることができない場合 前条の規定により控除対象外国法人税の額が減額された部分とされる金額のうちこれらの控除に充てることができなかつた部分の金額

2 前項第一号に掲げる場合に該当することとなつた外国法人に係る同号に定める金額は、その外国法人の法第百四十二条の二第二項に規定する外国法人税の額が減額されることとなつた日の属する事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入し、前項第二号に掲げる場合に該当することとなつた外国法人に係る同号に定める金額は、その外国法人の同日の属する事業年度の翌事業年度開始の日以後二年以内に開始する各事業年度のうち最後の事業年度（当該各事業年度のうちいずれかの事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額を当該いずれかの事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入した場合には、その損金の額に算入した事業年度）の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入する。

（保険会社の投資資産及び投資収益）

第百八十七条 法第百四十二条の三第一項（保険会社の投資資産及び投資収益）に規定する恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項の外国法人の当該事業年度の投資資産（同項に規定する投資資産をいう。次項において同じ。）の額に、第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額とす

<p>二 国内にある山林の伐採又は譲渡による所得</p> <p>三 内国法人の発行する株式（社債的受益権（資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号（特定目的信託契約）に規定する社債的受益権をいう。以下この条において同じ。）を除く。次号において同じ。）（株主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。）その他内国法人の出資者の持分（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二百三十条第一項（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律 等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置等）に規定する特例旧特定目的会社の出資者の持分及び社債的受益権を除く。以下この項及び第四項において「株式等」という。）の譲渡による所得で次に掲げるもの</p> <p>イ 同一銘柄の内国法人の株式等の買集めをし、その所有者である地位を利用して、当該株式等をその内国法人若しくはその特殊関係者に対し、又はこれらの者若しくはその依頼する者のあつせんにより譲渡をすることによる所得</p> <p>ロ 内国法人の特殊関係株主等である外国法人が行うその内国法人の株式等の譲渡による所得</p> <p>四 不動産関連法人の株式（出資（社債的受益権を除く。）を含む。第八項及び第十項において同じ。）の譲渡による所得</p> <p>五 第七十七条第二項第六号又は第十三号（国内にある資産の譲渡による所得）に掲げる株式若しくは出資又は権利の譲渡による所得</p> <p>六 第七十八条（国内に源泉がある所得）に規定する所得</p> <p>2 前項第三号イに規定する株式等の買集めとは、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所をいう。第九項において同じ。）又は同条第十三項 に規定する認可金融商品取引業協会がその会員（同条第十九項 に規定する取引参加者を含む。）に対し特定の銘柄の株式につき価格の変動その他売買状況等に異常な動きをもたらす要因となると認められる相当数の株式の買集めがあり、又はその疑いがあるものとしてその売買内容等につき報告又は資料の提出を求めた場合における買集めその他これに類する買集めをいう。</p> <p>3 第一項第三号イに規定する特殊関係者とは、同号イの内国法人の役員又は主要な株主</p>	<p>る。</p> <p>一 当該外国法人の当該事業年度終了の時に於いて恒久的施設に係る責任準備金（保険業法第九十九条（業務等に関する規定の準用）の規定により読み替えられた同法第一百六条第一項（責任準備金）に規定する責任準備金をいう。）として積み立てられている金額及び支払備金（同法第九十九条の規定により読み替えられた同法第一百七条第一項（支払備金）に規定する支払備金をいう。）として積み立てられている金額の合計額</p> <p>二 当該外国法人の当該事業年度終了の時に於いて保険業法に相当する外国の法令の規定により同法第一百六条第一項に規定する責任準備金に相当するものとして積み立てられている金額及び同法第一百七条第一項に規定する支払備金に相当するものとして積み立てられている金額の合計額</p> <p>2 法第四十二条の三第一項に規定する満たない部分に相当する金額に係る収益の額として政令で定めるところにより計算した金額は、前項の規定により計算した金額から同項の外国法人の当該事業年度の恒久的施設に係る投資資産の額を控除した残額に、当該外国法人の当該事業年度の投資資産から生じた収益の額の当該外国法人の当該事業年度の投資資産の額の平均的な残高に対する割合として合理的な方法により計算した割合を乗じて計算した金額とする。</p> <p>3 法第四十二条の三第二項第三号に規定する政令で定める場合は、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額と第三号に掲げる金額との合計額を超える場合とする。</p> <p>一 法第四十二条の三第一項の外国法人の当該事業年度終了の時に於ける恒久的施設に係る資産の帳簿価額（当該恒久的施設と当該外国法人の本店等（法第三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する本店等をいう。以下この項において同じ。）との間の内部取引（同号に規定する内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る勘定科目に計上されている金額を除く。）</p> <p>二 法第四十二条の三第一項の外国法人の当該事業年度終了の時に於ける恒久的施設に係る負債の帳簿価額（当該恒久的施設と当該外国法人の本店等との間の内部取引に係る勘定科目に計上されている金額を除く。）</p> <p>三 法第四十二条の三第一項の外国法人の当該事業年度終了の時に於ける恒久的施設に係る純資産の額（保険業法第九十条（供託）の供託金の額、当該外国法人の資本に</p>
--	---

等（同号イに規定する株式等の買集めをした者から当該株式等を取得することによりその内国法人の主要な株主等となることとなる者を含む。）、これらの者の親族、これらの者の支配する法人、その内国法人の主要な取引先その他その内国法人とこれらに準ずる特殊の関係のある者をいう。

4 第一項第三号ロに規定する特殊関係株主等とは、次に掲げる者をいう。

一 第一項第三号ロの内国法人の一の株主等

二 当該一の株主等と第四条（同族関係者の範囲）に規定する特殊の関係その他これに準ずる関係のある者

三 当該一の株主等が締結している組合契約（次に掲げるものを含む。）に係る組合財産である第一項第三号ロの内国法人の株式等につき、その株主等に該当することとなる者（前二号に掲げる者を除く。）

イ 当該一の株主等が締結している組合契約による組合（これに類するものを含む。以下この項において同じ。）が締結している組合契約

ロ イ又はハに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約

ハ ロに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約

5 前項及び第十項に規定する組合契約とは次の各号に掲げる契約をいい、これらの規定に規定する組合財産とは当該各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。

一 民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約 同法第六百六十八条（組合財産の共有）に規定する組合財産

二 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約 同法第十六条（民法の準用）において準用する民法第六百六十八条に規定する組合財産

三 有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項（有限責任事業組合契約）に規定する有限責任事業組合契約 同法第五十六条（民法の準用）において準用する民法第六百六十八条に規定する組合財産

四 外国における前三号に掲げる契約に類する契約（以下この号において「外国組合契約」という。） 当該外国組合契約に係る前三号に規定する組合財産に類する財産

6 第一項第三号ロに規定する株式等の譲渡は、次の各号に掲げる要件を満たす場合の同

相当する額に対応する資産のうち国内に持ち込んだものの額及び当該恒久的施設と当該外国法人の本店等との間の内部取引に係る勘定科目に計上されている金額を除く。）

4 第一項に規定する当該事業年度の投資資産の額及び第二項に規定する当該事業年度の恒久的施設に係る投資資産の額は、当該外国法人の当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている金額によるものとする。

項第三号ロの外国法人の当該譲渡の日の属する事業年度（以下この項及び第九項において「譲渡事業年度」という。）における第二号に規定する株式又は出資の譲渡に限るものとする。

一 譲渡事業年度終了の日以前三年内のいずれかの時において、第一項第三号ロの内国法人の特殊関係株主等がその内国法人の発行済株式又は出資（社債的受益権を除く。次号及び次項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の二十五以上に相当する数又は金額の株式又は出資（社債的受益権を除き、当該特殊関係株主等が第四項第三号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限る。次号及び次項において同じ。）を所有していたこと。

二 譲渡事業年度において、第一項第三号ロの外国法人を含む同号ロの内国法人の特殊関係株主等が最初にその内国法人の株式又は出資の譲渡をする直前のその内国法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五（当該事業年度が一年に満たない場合には、百分の五に当該事業年度の月数を乗じたものを十二で除して計算した割合）以上に相当する数又は金額の株式又は出資の譲渡をしたこと。

7 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第一項第三号ロの外国法人を含む同号ロの内国法人の特殊関係株主等が前項第二号に掲げる要件を満たす同号に規定する株式又は出資の譲渡をしたものとして、同項の規定を適用する。

一 第一項第三号ロの外国法人がその有する株式又は出資を発行した同号ロの内国法人の行った分割型分割により分割承継法人の株式その他の資産の交付を受けた場合において、当該分割型分割に係る第百十九条の八第一項（分割型分割の場合の譲渡対価の額及び譲渡原価の額等）に規定する割合に、当該内国法人の当該分割型分割の直前の発行済株式等の総数又は総額のうち当該外国法人を含む当該内国法人の特殊関係株主等が当該分割型分割の直前に所有していた当該内国法人の株式又は出資の数又は金額の占める割合を乗じて計算した割合が百分の五以上であるとき。

二 第一項第三号ロの外国法人がその有する株式又は出資を発行した同号ロの内国法人の法第二十四条第一項第三号（配当等の額とみなす金額）に規定する資本の払戻し又は解散による残余財産の一部の分配（以下この号において「払戻し等」という。）として金銭その他の資産の交付を受けた場合において、当該払戻し等に係る第百十九条

の九第一項（資本の払戻し等の場合の株式の譲渡原価の額等）に規定する割合に、当該内国法人の当該払戻し等の直前の発行済株式等の総数又は総額のうちに当該外国法人を含む当該内国法人の特殊関係株主等が当該払戻し等の直前に所有していた当該内国法人の株式又は出資の数又は金額の占める割合を乗じて計算した割合が百分の五以上であるとき。

8 第一項第四号に規定する不動産関連法人とは、その有する資産の価額の総額のうちに次に掲げる資産の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上である法人をいう。

一 国内にある土地等（土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物をいう。以下この項において同じ。）

二 その有する資産の価額の総額のうちに国内にある土地等の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上である法人の株式

三 前号又は次号に掲げる株式を有する法人（その有する資産の価額の総額のうちに占める国内にある土地等並びに前号、この号及び次号に掲げる株式の価額の合計額が百分の五十以上であるものに限る。）の株式（前号に掲げる株式に該当するものを除く。）

四 前号に掲げる株式を有する法人（その有する資産の価額の総額のうちに占める国内にある土地等並びに前二号及びこの号に掲げる株式の価額の合計額が百分の五十以上であるものに限る。）の株式（前二号に掲げる株式に該当するものを除く。）

9 第一項第四号に規定する株式の譲渡は、次に掲げる株式又は出資の譲渡に限るものとする。

一 譲渡事業年度開始の日の前日において、その株式又は出資（金融商品取引所に上場されているものその他これに類するものとして財務省令で定めるものに限る。次号において「上場株式等」という。）に係る第一項第四号の不動産関連法人の特殊関係株主等が当該不動産関連法人の発行済株式又は出資（社債的受益権及び当該不動産関連法人が有する自己の株式又は出資を除く。次号において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の五を超える数又は金額の株式又は出資（社債的受益権を除き、当該特殊関係株主等が次項第三号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限る。）を有し、かつ、その株式又は出資の譲渡をした者が当該特殊関係株主等である場合の当該譲渡

<p><u>二 譲渡事業年度開始の日の前日において、その株式又は出資（上場株式等を除く。）に係る第一項第四号の不動産関連法人の特殊関係株主等が当該不動産関連法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二を超える数又は金額の株式又は出資（社債的受益権を除き、当該特殊関係株主等が次項第三号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限る。）を有し、かつ、その株式又は出資の譲渡をした者が当該特殊関係株主等である場合の当該譲渡</u></p> <p><u>10 前項に規定する特殊関係株主等とは、次に掲げる者をいう。</u></p> <p><u>一 第一項第四号の不動産関連法人の一の株主等</u></p> <p><u>二 当該一の株主等と第四条に規定する特殊の関係その他これに準ずる関係のある者</u></p> <p><u>三 当該一の株主等が締結している組合契約（次に掲げるものを含む。）に係る組合財産である第一項第四号の不動産関連法人の株式につき、その株主等に該当することとなる者（前二号に掲げる者を除く。）</u></p> <p><u>イ 当該一の株主等が締結している組合契約による組合（これに類するものを含む。以下この項において同じ。）が締結している組合契約</u></p> <p><u>ロ イ又はハに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約</u></p> <p><u>ハ ロに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約</u></p> <p><u>11 第六項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。</u></p>	
<p><u>（外国法人の国内源泉所得に係る所得の金額の計算）</u></p> <p><u>第百八十八条 外国法人の法第百四十二条（国内源泉所得に係る所得の金額の計算）に規定する国内源泉所得に係る所得の金額につき、同条の規定により次の各号に掲げる法の規定に準じて計算する場合には、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>一 法第二十二条（各事業年度の所得の金額の計算） 同条第三項第二号 に規定する当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用は、外国法人の当該事業年度のこれらの費用のうち、その外国法人の法第百三十八条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得に係る収入金額若しくは経費又は固定資産の価額その他の合理的な基準を用いてその国内において行う業務に配分されるものに限るものとし、同項第三号 に規定す</u></p>	<p><u>（恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入）</u></p> <p><u>第百八十八条 法第百四十二条の四第一項（恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入）に規定する恒久的施設に係る純資産の額として政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額とする。</u></p> <p><u>一 当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設に係る資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額</u></p> <p><u>二 当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設に係る負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額</u></p>

<p><u>る当該事業年度の損失は、外国法人の国内において行う業務又は国内にある資産につき生じた当該損失に限るものとする。</u></p> <p><u>二 法第二十三条（受取配当等の益金不算入） 同条第四項 に規定する負債の利子は、外国法人が国内において行う事業に係る当該負債の利子に限るものとする。</u></p> <p><u>三 法第二十九条（棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法） 同条第一項 に規定する棚卸資産は、外国法人の棚卸資産のうち国内にあるものに限るものとする。</u></p> <p><u>四 法第三十一条（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法） 同条第一項 に規定する減価償却資産は、外国法人の減価償却資産のうち国内にあるものに限るものとする。</u></p> <p><u>五 法第三十二条（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法） 同条第一項 に規定する繰延資産は、外国法人の繰延資産のうち、その外国法人が国内において行う事業に帰せられるもの又はその外国法人の国内にある資産に係るものに限るものとする。</u></p> <p><u>六 法第三十三条（資産の評価損の損金不算入等） 同条第二項 及び第三項 に規定する減額した場合は外国法人の有する資産のうち国内にあるものにつき当該減額した場合に限るものとし、同条第四項 に規定する資産は外国法人の有する当該資産のうち国内にあるものに限るものとする。</u></p> <p><u>七 法第三十四条（役員給与の損金不算入） 同条第一項 に規定する使用人は、外国法人の使用人のうちその外国法人が国内において行う事業のために国内において常時勤務する者に限るものとする。</u></p> <p><u>八 法第三十七条（寄附金の損金不算入） 同条第一項 に規定する資本金等の額は、外国法人の資本金等の額にその外国法人の総資産の価額のうちその外国法人の国内にある総資産（国内において事業を行う外国法人については、その外国法人の国外にある資産で当該国内において行う事業に係るものを含む。）の価額の占める割合を乗じて計算した金額とし、同項 に規定する所得の金額は、法第四百十二条 に規定する国内源泉所得に係る所得の金額とする。</u></p> <p><u>九 法第三十八条（法人税額等の損金不算入） 同条第一項 に規定する法人税及び同条第二項 各号に掲げる租税（以下この号において「法人税等」という。）は、外国又は</u></p>	<p><u>2 法第四百十二条の四第一項に規定する外国法人の資本に相当する額のうち恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「恒久的施設帰属資本相当額」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により計算した金額とする。</u></p> <p><u>一 資本配賦法（次に掲げる外国法人の区分に応じそれぞれ次に定める方法により計算した金額をもつて恒久的施設帰属資本相当額とする方法をいう。）</u></p> <p><u>イ ロに掲げる外国法人以外の外国法人 資本配賦原則法（（1）に掲げる金額から（2）に掲げる金額を控除した残額に、（3）に掲げる金額の（4）に掲げる金額に対する割合を乗じて計算する方法をいう。）</u></p> <p><u>（1） 当該外国法人の当該事業年度の総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額</u></p> <p><u>（2） 当該外国法人の当該事業年度の総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額</u></p> <p><u>（3） 当該外国法人の当該事業年度終了の時の恒久的施設に帰せられる資産の額について、取引の相手方の契約不履行その他の財務省令で定める理由により発生し得る危険（以下この項、第四項及び第七項において「発生し得る危険」という。）を勘案して計算した金額</u></p> <p><u>（4） 当該外国法人の当該事業年度終了の時の総資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額</u></p> <p><u>ロ 銀行法第四十七条第二項（外国銀行の免許等）に規定する外国銀行支店に係る同法第十条第二項第八号（業務の範囲）に規定する外国銀行又は金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業を行う外国法人に限る。）である外国法人 規制資本配賦法（当該外国法人の当該事業年度の銀行法に相当する外国の法令の規定による同法第十四条の二第一号（経営の健全性の確保）に規定する自己資本の額に相当する金額又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定による同法第四十六条の六第一項（自己資本規制比率）に規定する自己資本規制比率に係る自己資本の額に相当する金額（次号ロ（1）及び第四項において「規制上の自己資本の額」という。）に、（1）に掲げる</u></p>
--	--

その地方公共団体により課される法人税等に相当するものを含むものとする。

十 法第四十条（法人税額から控除する所得税額の損金不算入） 同条 に規定する控除又は還付をされる金額に相当する金額は、法第百四十四条（外国法人に対する準用）において準用する法第六十八条第一項（所得税額の控除）又は法第百四十五条（外国法人に対する準用）若しくは第百四十七条（外国法人に対する準用）において準用する法第七十八条第一項（所得税額等の還付）若しくは第百三十三条第一項（確定申告又は連結確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）の規定の適用を受けた場合におけるこれらの規定による控除又は還付をされる金額に相当する金額のほか、法第百四十一条第一号（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人の同号に掲げる国内源泉所得のうち第百九十条（所得税額の控除の適用がない配当等）に規定する配当等につき所得税法第百七十八条（外国法人に係る所得税の課税標準）及び第百七十九条（外国法人に係る所得税の税率）の規定により課される所得税の額に相当する金額を含むものとする。

十一 法第四十七条（保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入） 同条第一項 及び第二項 に規定する代替資産（同条第一項 に規定する損壊をした所有固定資産の改良をした場合における当該固定資産を含む。）は、これらの規定に規定する取得若しくは改良又は交付の時に国内にある当該代替資産に限るものとする。

十二 法第五十条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入） 同条第一項 に規定する取得資産及び譲渡資産は、同項 に規定する交換の時に国内にある固定資産に限るものとする。

十三 法第五十二条（貸倒引当金） 同条第一項 及び第二項 に規定する金銭債権は、外国法人が国内において行う事業に係る当該金銭債権に限るものとし、これらの項に規定する各事業年度には、法第百四十一条第一号 から第三号 までに掲げる外国法人に該当する法人が同条第四号 に掲げる外国法人に該当することとなった場合又は同号 に掲げる外国法人に該当する法人が法第百三十八条第二号 に規定する事業で国内において行うものを廃止した場合におけるこれらの法人のそれぞれその該当することとなった日又はその廃止した日の属する事業年度（以下この項において「国内事業終了年度」という。）は、含まれないものとする。

金額の（２）に掲げる金額に対する割合を乗じて計算する方法をいう。）

（１） 当該外国法人の当該事業年度終了の時の恒久的施設に帰せられる資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額

（２） 当該外国法人の当該事業年度終了の時の総資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額

二 同業法人比準法（次に掲げる外国法人の区分に応じそれぞれ次に定める方法により計算した金額をもつて恒久的施設帰属資本相当額とする方法をいう。）

イ ロに掲げる外国法人以外の外国法人 リスク資産資本比率比準法（当該外国法人の当該事業年度終了の時の恒久的施設に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額に、（１）に掲げる金額の（２）に掲げる金額に対する割合を乗じて計算する方法をいう。）

（１） 当該外国法人の当該事業年度終了の日以前三年内に終了した比較対象法人（当該外国法人の恒久的施設を通じて行う主たる事業と同種の事業を国内において行う法人（当該法人が外国法人である場合には、恒久的施設を通じて当該同種の事業を行うものに限る。）でその同種の事業に係る事業規模その他の状況が類似するものをいう。イ及び次項第二号において同じ。）の各事業年度のうちのいずれかの事業年度（当該比較対象法人の純資産の額の総資産の額に対する割合が当該同種の事業を行う法人の当該割合に比して著しく低い場合として財務省令で定める場合に該当する事業年度を除く。イ及び同号において「比較対象事業年度」という。）終了の時の貸借対照表に計上されている当該比較対象法人の純資産の額（当該比較対象法人が外国法人である場合には、当該比較対象法人である外国法人の恒久的施設に係る純資産の額）

（２） 比較対象法人の比較対象事業年度終了の時の総資産の額（当該比較対象法人が外国法人である場合には、当該比較対象法人である外国法人の恒久的施設に係る資産の額）について、発生し得る危険を勘案して計算した金額

ロ 前号ロに掲げる外国法人 リスク資産規制資本比率比準法（当該外国法人の当該事業年度終了の時の恒久的施設に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額に、（１）に掲げる金額の（２）に掲げる金額に対する割合を乗じて計

<p>十四 法第五十三条（返品調整引当金） 同条第一項 に規定する事業に係る棚卸資産の販売は、外国法人が国内において行う同項 に規定する対象事業に係る棚卸資産（法第六十三条第六項（長期割賦販売等）に規定する長期割賦販売等に係る棚卸資産で、その収益の額及び費用の額につき同条第一項 本文又は第二項 本文の規定の適用を受けたものを除く。）の販売に限るものとし、法第五十三条第一項 に規定する各事業年度には、外国法人の国内事業終了年度は、含まれないものとする。</p>	<p>算する方法をいう。）</p>
<p>十五 法第五十五条（不正行為等に係る費用等の損金不算入） 同条第三項 各号に掲げる金額は、外国又はその地方公共団体により課される当該各号に掲げる金額に相当する金額を含むものとする。</p>	<p>(1) 当該外国法人の当該事業年度終了の日以前三年内に終了した比較対象法人（当該外国法人の恒久的施設を通じて行う主たる事業と同種の事業を国内において行う法人（当該法人が外国法人である場合には、恒久的施設を通じて当該同種の事業を行うものに限る。）でその同種の事業に係る事業規模その他の状況が類似するものをいう。ロにおいて同じ。）の各事業年度のうちいずれかの事業年度（当該比較対象法人の純資産の額の総資産の額に対する割合が当該同種の事業を行う法人の当該割合に比して著しく低い場合として財務省令で定める場合に該当する事業年度を除く。ロにおいて「比較対象事業年度」という。）終了の時の規制上の自己資本の額又は銀行法第十四条の二第一号に規定する自己資本の額に相当する金額若しくは金融商品取引法第四十六条の六第一項に規定する自己資本規制比率に係る自己資本の額に相当する金額（当該比較対象法人が外国法人である場合には、これらの金額のうち当該比較対象法人である外国法人の恒久的施設に係る部分に限る。）</p>
<p>十六 法第五十七条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）及び第五十八条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し） 法第五十七条第十一項第一号 及び第五十八条第六項第一号 に掲げる普通法人のうち資本又は出資を有しないものには、保険業法第二条第十項（定義）に規定する外国相互会社は、含まれないものとする。</p>	<p>(2) 比較対象法人の比較対象事業年度終了の時の総資産の額（当該比較対象法人が外国法人である場合には、当該比較対象法人である外国法人の恒久的施設に係る資産の額）について、発生し得る危険を勘案して計算した金額</p>
<p>十七 法第六十条（保険会社の契約者配当の損金算入） 同条第一項 に規定する保険契約は、外国法人の国内にある営業所又は契約の締結の代理をする者を通じて締結された保険契約に限るものとする。</p>	<p>3 前項第一号イ又は第二号イに掲げる外国法人（保険業法第二条第七項（定義）に規定する外国保険会社等を除く。）は、前項の規定にかかわらず、同項第一号イに定める方法は第一号に掲げる方法とし、同項第二号イに定める方法は第二号に掲げる方法とすることができる。</p>
<p>十八 法第六十一条の二第二項、第四項及び第八項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入） これらの規定に規定する旧株を発行した法人が内国法人である場合には、これらの規定に規定する政令で定める関係がある法人の株式（出資を含む。以下この条において同じ。）には、外国法人の株式（法第四百四十一条第一号 から第三号までに掲げる外国法人が交付を受けた国内事業管理親法人株式を除く。）は、含まれないものとする。</p>	<p>一 資本配賦簡便法（前項第一号イ（1）に掲げる金額から同号イ（2）に掲げる金額を控除した残額に、イに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合を乗じて計算する方法をいう。）</p>
<p>十九 法第六十三条 同条第一項 に規定する長期割賦販売等は、外国法人が国内において行う事業に係る当該長期割賦販売等に限るものとし、同項 に規定するその資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供の日の属する事業年度以後の各事業年度及び同条第二項 に規定するリース譲渡の日の属する事業年度以後の各事業年度には、外国法人の国内事業終了年度は、含まれないものとする。</p>	<p>イ 当該外国法人の当該事業年度終了の時の恒久的施設に帰せられる資産の帳簿価額 ロ 当該外国法人の当該事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額 二 簿価資産資本比率比準法（当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設に帰せられる資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額に、イに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合を乗じて計算する方法をいう。）</p>

<p><u>二十 法第六十四条の二（リース取引に係る所得の金額の計算） 同条第一項 に規定するリース取引は、外国法人が国内において行う事業又は外国法人の国内にある資産に係る当該リース取引に限るものとする。</u></p> <p><u>2 法第四百四十一条第一号 から第三号 までに掲げる外国法人が有する国内事業管理親法人株式の全部又は一部につき次に掲げるいずれかの行為を行つた場合には、その行為に係る国内事業管理親法人株式について、その行為が行われた時に、その時の価額による譲渡があつたものとして、当該外国法人の法第四百四十二条 に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を計算する。この場合において、その準じて計算することとされる法第六十一条の二第一項 の規定の適用については、同項第一号 に掲げる金額は、その行為に係る国内事業管理親法人株式のその行為が行われた時の価額とする。</u></p> <p><u>一 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなる行為</u></p> <p><u>二 その外国法人の国外にある本店又は事務所、事業所その他これらに準ずるものに移管する行為</u></p> <p><u>三 その他国内の恒久的施設（法第四百四十一条第一号 に規定する事業を行う一定の場所、同条第二号 に規定する建設作業等で一年を超えて行われるもの又は同条第三号 に規定する代理人等をいう。次項において同じ。）において管理しなくなる行為</u></p> <p><u>3 法第四百四十一条第一号 から第三号 までに掲げる外国法人が国内事業管理親法人株式の全部又は一部をその交付を受けた時に国内において行う事業に係る資産として管理しない場合又は国内の恒久的施設において管理しない場合には、当該国内事業管理親法人株式のうちその管理しない部分については、その交付の時に国内において行う事業に係る資産として管理し、かつ、国内の恒久的施設で管理した後、直ちに前項各号に掲げる行為を行つたものとみなす。</u></p> <p><u>4 法第四百四十一条第一号 から第三号 までに掲げる外国法人の有する同一銘柄の株式のうち国内事業管理親法人株式と国内事業管理親法人株式以外の株式とがある場合において、これらの株式につき第二項各号に掲げる行為が行われたときは、当該行為に係る同一銘柄の株式のうち、まず、当該国内事業管理親法人株式につき当該行為が行われたものとして、同項の規定を適用する。</u></p> <p><u>5 法第四百四十一条第一号 から第三号 までに掲げる外国法人は、国内事業管理親法人株</u></p>	<p><u>イ 比較対象法人の比較対象事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている純資産の額（当該比較対象法人が外国法人である場合には、当該比較対象法人である外国法人の恒久的施設に係る純資産の額）</u></p> <p><u>ロ 比較対象法人の比較対象事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている総資産の額（当該比較対象法人が外国法人である場合には、当該比較対象法人である外国法人の恒久的施設に係る資産の額）</u></p> <p><u>4 第二項第一号又は前項第一号に掲げる方法により恒久的施設帰属資本相当額を計算する場合において、第二項第一号イに掲げる外国法人の同号イ（1）に掲げる金額から同号イ（2）に掲げる金額を控除する場合に控除しきれない金額があるとき、銀行法若しくは金融商品取引法に相当する外国の法令の規定により同号ロに掲げる外国法人の属する企業集団に係る規制上の連結自己資本の額（銀行法に相当する外国の法令の規定による同法第十四条の二第二号若しくは第五十二条の二十五（銀行持株会社に係る銀行の経営の健全性の確保）に規定する自己資本の額に相当する金額又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定による同法第五十七条の五第一項若しくは第五十七条の十七第一項（経営の健全性の状況を記載した書面の届出等）に規定する自己資本の額に相当する金額をいう。以下この項において同じ。）の算定が義務付けられているとき（これらの外国の法令の規定により、当該外国法人の属する企業集団の規制上の連結自己資本の額に加えて、当該外国法人の規制上の自己資本の額の算定が義務付けられている場合を除く。）又はこれらの外国法人の純資産の額の総資産の額に対する割合がこれらの外国法人の恒久的施設を通じて行う主たる事業と同種の事業を行う法人の当該割合に比して著しく低いものとして財務省令で定めるときには、前二項の規定にかかわらず、第二項第一号イに掲げる外国法人の同号イに定める方法又は前項第一号に掲げる方法は第一号に掲げる方法とし、第二項第一号ロに掲げる外国法人の同号ロに定める方法は第二号に掲げる方法とする。</u></p> <p><u>一 連結資本配賦法（イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額に、ハに掲げる金額のニに掲げる金額に対する割合を乗じて計算する方法をいう。）</u></p> <p><u>イ 第二項第一号イに掲げる外国法人の属する企業集団の当該事業年度の財産の状況を連結して記載した貸借対照表における総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額</u></p>
--	---

式の交付を受けた場合には、その交付を受けた日の属する事業年度終了の日の翌日から二月以内に、その交付を受けた日の属する事業年度終了の時に有する国内事業管理親法人株式の銘柄及び数その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 法第四百四十一条第一号 から第三号 までに掲げる外国法人は、国内事業管理親法人株式の交付を受けた日の属する事業年度後の各事業年度においてその有する国内事業管理親法人株式の数（出資にあつては、金額。以下この項において同じ。）の増加又は減少があつた場合には、その増加又は減少があつた日の属する事業年度終了の日の翌日から二月以内に、その増加又は減少があつた国内事業管理親法人株式の銘柄及び数その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7 前各項に規定する国内事業管理親法人株式とは、法第四百四十一条第一号 から第三号 までに掲げる外国法人が国内において行う事業に係る資産として管理し、かつ、国内の恒久的施設において管理する株式（以下この項において「国内事業管理株式」という。）を有する場合において、法第六十一条の二第二項 に規定する合併（内国法人が行うものに限る。）、同条第四項 に規定する金銭等不交付分割型分割（内国法人が行うものに限る。）又は同条第八項 に規定する株式交換（内国法人が行うものに限る。）により、当該国内事業管理株式に対応して交付を受けた合併親法人株式等（同条第二項 に規定する政令で定める関係がある法人（外国法人に限る。）の株式、同条第四項 に規定する親法人（外国法人に限る。）の株式又は同条第八項 に規定する政令で定める関係がある法人（外国法人に限る。）の株式をいう。）をいう。

8 外国法人の法第四百四十二条 に規定する国内源泉所得に係る所得の金額につき、同条の規定により前編第一章第一節（内国法人の各事業年度の所得の金額の計算）の規定に準じて計算する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

（表あり）

9 国内及び国外の双方にわたつて事業を行う外国法人が第七百七十六条第三項各号（補助

ロ 第二項第一号イに掲げる外国法人の属する企業集団の当該事業年度の財産の状況を連結して記載した貸借対照表における総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額

ハ 第二項第一号イに掲げる外国法人の当該事業年度終了の時の恒久的施設に帰せられる資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額

ニ 第二項第一号イに掲げる外国法人の属する企業集団の当該事業年度終了の時の財産の状況を連結して記載した貸借対照表における総資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額

二 連結規制資本配賦法（第二項第一号ロに掲げる外国法人の属する企業集団の当該事業年度の規制上の連結自己資本の額に、イに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合を乗じて計算する方法をいう。）

イ 第二項第一号ロに掲げる外国法人の当該事業年度終了の時の恒久的施設に帰せられる資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額

ロ 第二項第一号ロに掲げる外国法人の属する企業集団の当該事業年度終了の時の財産の状況を連結して記載した貸借対照表における総資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額

5 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける外国法人（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を除く。）は、前項の規定にかかわらず、同号に掲げる方法は、同号イに掲げる金額から同号ロに掲げる金額を控除した残額に、第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて計算する方法とすることができる。

一 当該外国法人の当該事業年度終了の時の恒久的施設に帰せられる資産の帳簿価額

二 当該外国法人の属する企業集団の当該事業年度終了の時の財産の状況を連結して記載した貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額

6 第二項第一号イに掲げる外国法人の第四項第一号イに掲げる金額から同号ロに掲げる金額を控除した場合に控除しきれない金額があるときの当該外国法人の恒久的施設帰属資本相当額の計算については、同号（前項の規定の適用がある場合を含む。）に定める方法を用いることができないものとする。

7 第二項第一号イ（3）若しくは（4）、同号ロ（1）若しくは（2）、第四項第一号ハ若

的行為等)に掲げる行為をする場合には、その外国法人の国内において行う事業の部門が当該行為に係る費用で当該部門に帰せられるものとして支払を受ける金額又は当該部門が当該行為に係る費用でその外国法人の国外において行う事業の部門に帰せられるものとして支払う金額は、その外国法人の法第百四十二条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額の計算上、それぞれ益金の額又は損金の額に算入しない。

しくはニ若しくは同項第二号イ若しくはロに掲げる金額又は第二項第二号イ若しくはロに規定する外国法人の事業年度終了の時の恒久的施設に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額(以下この項及び次項において「危険勘案資産額」という。)に関し、外国法人の行う事業の特性、規模その他の事情により、当該事業年度以後の各事業年度の法第百四十四条の六第一項(確定申告)の規定による申告書の提出期限(当該各事業年度の中間申告書で法第百四十四条の四第一項各号(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)に掲げる事項を記載したものを提出する場合には、その中間申告書の提出期限)までに当該危険勘案資産額を計算することが困難な常況にあると認められる場合には、当該各事業年度終了の日(当該各事業年度の中間申告書で当該各号に掲げる事項を記載したものを提出する場合には、法第百四十四条の四第一項に規定する期間終了の日)前六月以内の一定の日における第二項第一号イ(3)、同号ロ(1)、同項第二号イ、同号ロ、第四項第一号ハ若しくは同項第二号イに規定する恒久的施設に帰せられる資産の額、第二項第一号イ(4)若しくは同号ロ(2)に規定する総資産の額又は第四項第一号ニ若しくは同項第二号ロに規定する総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額をもつて当該危険勘案資産額とすることができる。

8 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度の法第百四十四条の六第一項の規定による申告書の提出期限(当該事業年度の中間申告書で法第百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものを提出する場合には、その中間申告書の提出期限)までに、納税地の所轄税務署長に対し、前項に規定する提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難である理由、同項に規定する一定の日その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を提出した場合に限り、適用する。

9 当該事業年度の前事業年度の恒久的施設帰属資本相当額を資本配賦法等(第二項第一号、第三項第一号若しくは第四項各号に掲げる方法又は第五項に規定する方法をいう。以下この項において同じ。)により計算した外国法人が当該事業年度の恒久的施設帰属資本相当額を計算する場合には、第四項及び第六項の規定により資本配賦法等により計算することができない場合又は当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業の種類の変更その他これに類する事情がある場合に限り同業法人比準法等(第二項第二号又は第三項第二号に掲げる方法をいう。以下この項において同じ。)により計算することができるものとし、当該事業年度の前

事業年度の恒久的施設帰属資本相当額を同業法人比準法等により計算した外国法人が当該事業年度の恒久的施設帰属資本相当額を計算する場合には、当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業の種類の変更その他これに類する事情がある場合に限り資本配賦法等により計算することができるものとする。

10 法第百四十二条の四第一項に規定する利子に準ずるものとして政令で定めるものは、手形の割引料、第百三十六条の二第一項（金銭債務に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入）に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質が利子に準ずるものとする。

11 法第百四十二条の四第一項に規定する政令で定める金額は、第一号から第三号までに掲げる金額の合計額から第四号に掲げる金額を控除した残額とする。

一 恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子の額（次号及び第三号に掲げる金額を除く。）

二 法第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引において外国法人の恒久的施設から当該外国法人の同号に規定する本店等に対して支払う利子に該当することとなるものの金額

三 法第百四十二条第三項第二号（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）に規定する恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定めるところにより配分した金額に含まれる負債の利子の額

四 法第百四十二条の五第一項（外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入）の規定により外国法人の当該事業年度の法第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入される金額

12 法第百四十二条の四第一項に規定するその満たない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、外国法人の当該事業年度の同項に規定する政令で定める金額に、当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属資本相当額から第一号に掲げる金額を控除した残額（当該残額が第二号に掲げる金額を超える場合には、同号に掲げる金額）の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額とする。

一 当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設に係る法第百四十二条の四第一項に規定する自己資本の額

二 当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設に帰せられる負債（法第百四十二条の四第一項に規定する利子の支払の基因となるものに限る。）の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額

1 3 第一項、第二項第一号イ及び第四項第一号の帳簿価額は、当該外国法人がその会計帳簿に記載した資産又は負債の金額によるものとする。

1 4 外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子につき法第百四十二条の四第一項の規定の適用がある場合における法第百四十二条第二項の規定により法第二十三条（受取配当等の益金不算入）の規定に準じて計算する場合の第二十二条（株式等に係る負債の利子の額）の規定の適用については、同条第一項中「合計額に」とあるのは「合計額（法第百四十二条の四第一項（恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入）の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額）に」と、「貸借対照表」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る貸借対照表」と、同条第二項中「合計額に」とあるのは「合計額（法第百四十二条の四第一項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額）に」と、同条第五項中「合計額（以下）」とあるのは「合計額（法第百四十二条の四第一項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額。以下）」と、「の同条第六項」とあるのは「の法第二十三条第六項」とする。

1 5 前各項に定めるもののほか、恒久的施設帰属資本相当額の計算に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入）

第百八十九条 法第百四十二条の五第一項（外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入）に規定する利子に準ずるものとして政令で定めるものは、第三十六条の二第一項（金銭債務に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入）に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質が利子に準ずるものとする。

2 法第百四十二条の五第一項に規定する法第百四十二条の四第一項（恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入）に規定する恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額に対応するものとして政令で定めると

（相互会社に準ずるもの）

第百八十九条 法第百四十三条第五項第一号（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率）に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるものは、保険業法第二条第十項（定義）に規定する外国相互会社とする。

ころにより計算した金額は、外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属資本相当額（同項に規定する恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この項において同じ。）の計算に関する次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属資本相当額を前条第二項第一号ロ又は第二号ロに定める方法により計算した場合 イに掲げる金額に、ロに掲げる金額のハに掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額

イ 当該外国法人の当該事業年度の前条第二項第一号ロに規定する規制上の自己資本の額（ハにおいて「規制上の自己資本の額」という。）に係る負債につき当該外国法人が支払う法第四十二条の五第一項に規定する負債の利子の額

ロ 前条第二項第一号ロ又は第二号ロに定める方法により計算した当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属資本相当額

ハ 当該外国法人の当該事業年度の規制上の自己資本の額

二 当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属資本相当額を前条第四項第二号に掲げる方法を用いて計算した場合 イに掲げる金額に、ロに掲げる金額のハに掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額

イ 当該外国法人の属する企業集団の当該事業年度の前条第四項第二号に規定する規制上の連結自己資本の額（ハにおいて「規制上の連結自己資本の額」という。）に係る負債につき当該外国法人が支払う法第四十二条の五第一項に規定する負債の利子の額

ロ 前条第四項第二号に掲げる方法により計算した当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属資本相当額

ハ 当該外国法人の属する企業集団の当該事業年度の規制上の連結自己資本の額

（所得税額の控除の適用がない配当等）

第九十条 法第四十四条（所得税額の控除）に規定する政令で定める配当等は、法第四十一条第一号（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人が支払を受ける所得税法第六十一条第五号（国内源泉所得）に掲げる配当等で、その者の法第四十一条第一号に規定する事業を行う一定の場所を通じて国内において行う事業に帰せられるも

（恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益）

第九十条 法第四十二条の八第一項（恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益）に規定する政令で定める事由は、恒久的施設の他の者への譲渡又は恒久的施設を有する外国法人を被合併法人若しくは分割法人とする適格合併若しくは適格分割型分割とする。

2 法第四十二条の八第一項に規定する政令で定める資産は、法第六十一条の三第一項

の以外のものとする。

第一号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的有価証券及び第百十九条の十四（償還有価証券の帳簿価額の調整）に規定する償還有価証券とする。

3 外国法人の法第四十二条の八第一項に規定する恒久的施設閉鎖事業年度においては、当該恒久的施設閉鎖事業年度終了の時に同項に規定する恒久的施設に帰せられる資産については、法第四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により法第二十五条（資産の評価益の益金不算入等）の規定に準じて計算する場合の同条第一項の規定及び法第四十二条第二項の規定により法第三十三条（資産の評価損の損金不算入等）の規定に準じて計算する場合の同条第一項の規定は、適用しない。

4 法第四十二条の八第一項の規定の適用を受けた場合において、同項に規定する評価益又は評価損が益金の額又は損金の額に算入された資産については、同項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の法第四十一条第二号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得の金額の計算上、当該資産の帳簿価額は、別段の定めがあるものを除き、当該適用を受けた事業年度終了の時ににおいて、当該益金の額に算入された金額に相当する金額の増額がされ、又は当該損金の額に算入された金額に相当する金額の減額がされたものとする。

5 法第四十二条の八第一項の規定の適用を受けた場合において、同項に規定する評価益又は評価損が益金の額又は損金の額に算入された棚卸資産について同項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の法第四十二条の九（その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算）の規定により準じて計算する法第四十二条第二項の規定により法第二十九条（棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法）の規定に準じて計算する場合の第二十八条第一項又は第二十八条の二第一項（棚卸資産の評価の方法等）の規定による評価額の計算をするとき、法第四十二条の八第一項の規定の適用を受けた事業年度終了の時ににおいて、当該棚卸資産の取得価額に当該評価益に相当する金額を加算し、又は当該評価損に相当する金額を減算した金額により当該棚卸資産を取得したものとみなす。

6 法第四十二条の八第一項の規定の適用を受けた場合において、同項に規定する評価益又は評価損が益金の額又は損金の額に算入された有価証券については、同項の規定の適用を受けた事業年度終了の時の法第四十二条の九の規定により準じて計算する法第四十二条第二項の規定により法第六十一条の二（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）

の規定に準じて計算する場合の第百十九条の二第一項（有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法）の規定による同項第一号に掲げる移動平均法による有価証券の一単位当たりの帳簿価額は、当該評価益又は評価損を益金の額又は損金の額に算入する直前の当該有価証券の帳簿価額に当該評価益に相当する金額を加算し、又は当該直前の帳簿価額から当該評価損に相当する金額を減算した金額をその有価証券の数で除して計算した金額とする。

7 法第百四十二条の八第一項の規定の適用を受けた場合において、外国法人の法第百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額の計算につき法第百四十二条の九の規定により準じて計算する法第百四十二条第二項の規定により前編第一章第一節（内国法人の各事業年度の所得の金額の計算）の規定に準じて計算するときは、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二節 申告及び還付

第二節 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算

第百九十一条 法第百四十五条（外国法人に対する準用）において準用する法第二編第一章第三節第一款及び第四款（内国法人の各事業年度の所得に対する法人税に係る申告及び還付）の規定の適用に係る事項については、前編第一章第三節（内国法人の各事業年度の所得に対する法人税に係る申告及び還付）の規定を準用する。

第百九十一条 外国法人の各事業年度の法第百四十一条第一号ロ及び第二号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入すべき金額につき、法第百四十二条の九（その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算）の規定により法第百四十二条（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）及び第百四十二条の二（還付金等の益金不算入）の規定に準じて計算する場合には、第百八十四条（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定の例による。